

特許権の収用・実施等に関する規定(略称: 特許権収用規定)

[施行 2012. 1. 6.] [大統領令第23488号、2012. 1. 6.、他法改正]

特許庁(産業財産政策課) 042-481-8498

第1条 (目的) この令は、「特許法」第41条第2項及び第4項、第106条、第106条の2、第107条、第110条、第111条の2、第114条及び第116条の施行に関し、必要な事項を規定することを目的とする。<改正 2005. 11. 30., 2010. 7. 26.>

[全文改正 1990. 8. 28.]

第2条 (処分の申請) ①主務部長官は、特許出願した発明が「特許法」(以下「法」という。)第41条第2項に該当するものと認めたり、特許発明が法第106条第1項又は第106条の2第1項に該当するものと認める際には、特許庁長に該当規定による処分を申請することができる。

②主務部長官は、第1項による処分を申請する場合には、特許庁長に該当の発明に関連する特許調査を要請することができる。

[全文改正 2010. 7. 26.]

第2条の2 (医薬品輸入のための裁定請求) 法第107条第1項第3号の規定に基づいて、多数者の保健の脅威となる疾病を治療するために、特許発明の強制的な実施を通じて生産された医薬品を輸入しようと裁定を請求する場合には、次の各号の要件をすべて備えなければならない。

1. 国内にその医薬品の生産設備がないか、又は不足していること。
2. 戦時・事変又はそれに準ずる非常時、又は「災難及び安全管理基本法」第36条の規定による災難事態が宣布された時であること。

[本条新設 2005. 11. 30.]

第2条の3 (輸入国の資格) 法第107条第7項で「世界貿易機関の加盟国でない国の中で、大統領令が定める国」とは、国際連合総会の決議による後発開発途上国のことをいう。

[本条新設 2005. 11. 30.]

第3条 (申請書等) ①第2条第1項の規定による申請や法第107条、第114条又は第116条の規定による請求又は申請をする際には、申請書又は請求書に次の各号の事項を記載しなければならない。<改正 1987. 7. 1., 1990. 8. 28., 2005. 11. 30., 2010. 7. 26.>

1. 出願番号又は特許番号
2. 発明の名称
3. 申請人の氏名及び住所(法人の場合には、その名称・営業所及び代表者の氏名)
4. 特許出願人又は特許権者・専用実施権者・通常実施権者・質権者の氏名及び住所や営業所
5. 申請内容の表示
6. 申請の趣旨及び理由

7. 補償金又は対価の額とその支払方法と時期

8. 通常実施権の範囲（法第41条第2項又は第106条第1項の規定による処分の申請の場合には除く。）

②第1項の規定による申請書又は請求書には、次の各号の書類を添付しなければならない。〈改正 2005. 11. 30.〉

1. 補償金又は対価の算出根拠を記載した書類

2. 申請又は請求の理由を証明する書類

3. 特許発明の特許権者又は専用実施権者と合理的な条件の下で、通常実施権許諾に関する協議をしたが、合意が成立しなかった事実又は協議をすることができないことを立証する書類（第107条の規定による請求に限る。）。但し、法第107条第1項ただし書に該当する場合には、この限りでない。

③第2条の2の規定に基づいて裁定を請求する場合には、第1項及び第2項の規定による書類の他に同条各号の事実を立証する書類を追加で添付しなければならない。〈新設 2005. 11. 30.〉

④法第107条第1項第5号の規定に基づいて裁定を請求する場合には、その請求書に医薬品を輸入しようとする国名、必要な医薬品の名称及び数量を記載しなければならない。第1項及び第2項の規定による書類の他に、次の各号の書類を追加で添付しなければならない。この場合、医薬品を輸入しようとする国（以下、この条では「輸入国」という。）が2以上のときには、国別に区分しなければならない。〈新設 2005. 11. 30.〉

1. 医薬品が輸入国の国民多数の保健を脅かす疾病を治療するためのものであることを証明する書類

2. 輸入国が裁定を請求する者から医薬品を輸入するという意思を確認する書類

3. 医薬品が輸入国で持つ経済的価値に関する評価書

4. 法第107条第7項の規定により通知した書類の写し、又はそれを立証する書類

5. 法第110条第2項第3号の規定に基づいて特許権者及び専用実施権者又は通常実施権者（裁定による場合を除く。以下。）が供給する医薬品と外見上区別することができる包装・表示及び特徴を明示した書類及び裁定で定められた事項を公示するインターネットアドレス。但し、特許権者・専用実施権者又は通常実施権者が供給する医薬品と区別できるようにする包装・表示が不可能であるか、若しくは区別するための包装・表示が、その医薬品の価格に重大な影響を与える際には、それを立証する書類を提出しなければならない。

⑤法第111条の2第1項の規定に基づいて裁定書の変更を請求する際には、請求書に次の各号の事項を記載しなければならない。〈新設 2005. 11. 30.〉

1. 裁定を受けた特許番号

2. 裁定を受けた発明の名称

3. 請求人の氏名及び住所（法人の場合には、その名称・営業所及び代表者の氏名）

4. 特許権者及び専用実施権者及び通常実施権者の氏名及び住所又は営業所

5. 請求内容の表示

6. 請求の趣旨及び理由

7. 裁定書の変更が必要な原因及びその原因を証明する書類

⑥ 特許庁長は、第1項から第5項までの規定に関連して特に必要と認める場合には、追加で関連資料の提出を要請することができる。〈新設 2005. 11. 30., 2010. 7. 26.〉

第4条(副本の送達及び申請の公告) ①特許庁長は、第3条の規定による申請書を受け取る際には、法律に別の規定がある場合を除いては、特許出願人又は特許権者・専用実施権者・通常実施権者・質権者にそれぞれその申請書の副

本を送達し、期間を定めて意見書の提出機会を与えなければならない。〈改正 1987. 7. 1.〉

②特許庁長は、第1項の規定による意見書の提出がある場合には、その意見書の副本を申請人に送達しなければならない。

③特許庁長は、第3条の規定による申請書を受ける際又は法第116条の規定により職権で特許権を取消しようとする際には、その旨を特許公報に公告しなければならない。但し、国防上の秘密を要するときは、公告をしないことができる。〈改正 1987. 7. 1., 1990. 8. 28.〉

④ 削除〈1987. 7. 1.〉

第5条(補償金額の決定等) ①特許庁長は、第4条第1項による指定期間が経過した後に、第2条第1項及び第3条の規定による処分をしなければならない。〈改正 1987. 7. 1., 1990. 8. 28., 2010. 7. 26.〉

②特許庁長は、第1項の規定による処分を行う際には、その処分に対する補償金や対価も第5条の2の補償金額の算定基準等に従って一緒に決定しなければならない。〈改正 2010. 7. 26.〉

③特許庁長は、第2項の規定により補償金及び対価を決定する際には、申請人・特許出願人又は特許権者・専用実施権者・通常実施権者・質権者の意見を参酌しなければならない。〈改正 1987. 7. 1., 1990. 8. 28., 2005. 11. 30.〉

④特許庁長は、第2項の規定による補償金や対価を決定するために必要であると認めるときは、「発明振興法」第41条による産業財産権紛争調停委員会及び関係中央行政機関の長の意見を聞くことができ、補償金や対価の決定にその意見を考慮することができる。〈改正 2010. 7. 26.〉

[題目改正 2010. 7. 26.]

第5条の2(補償金額の算定基準等) ① 法第106条第3項による補償金の算定は、次の各号の金額を基準とする。

1. 特許権の存続期間中の実施料推定総額
2. 第1号により補償金を定めることができない場合には、類似特許権の売買実例価格

② 106条の2第3項 による補償金や法第107条第5項による対価の算定は、次の計算式に従う。補償金額又は対価の額=総販売予定数量×製品の販売単価×占有率×基本率

③第2項の算式による総販売予定数量、製品の販売単価、占有率と基本率は、次の各号のとおりである。

1. 総販売予定数量：実施期間中の毎年度別における販売予定数量を合わせたもの
2. 製品の販売単価：実施期間中の毎年度別工場渡し価格の平均
3. 占有率：単位製品を生産することに対応する特許権が利用される割合
4. 基本率：3%。但し、当該する特許権の実用的な価値及び産業上利用性などを考慮して、2%以上4%以下とすることができる。

④ 第1項から第3項までの規定に基づいて補償金額や対価の額を定めることができない場合には、特許庁長が別途定めた告示を基準に定めることにする。

⑤第2項から第4項までの規定による補償金額や対価の額は、実施期間内の総額とする。但し、専用実施権を設定するか、又は通常実施権を許諾する場合、総販売予定数量を事前に予測することができない際には、次の計算式に基づいて製品単位当たりの補償金額や対価の額を定めることができる。

製品単位当たりの補償金額又は対価の額=商品の販売単価×占有率×基本率

[本条新設 2010. 7. 26.]

第6条(特許発明の不実施) ①法第107条第1項第1号の「大統領令で定める正当な理由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。〈改正 1987. 7. 1., 1990. 8. 28.〉

1. 特許権者が心身の障害により活動不能となり、その特許発明の実施ができなかった場合。但し、医療機関の長が証明した場合に限る。
2. 特許発明の実施において、政府機関や他人の許可・認可・同意又は承諾を必要とする場合に、その許可・認可・同意又は承諾を得られないことにより、その特許発明の実施ができなかった場合
3. 特許発明の実施が法令により禁止又は制限され、その特許発明の実施ができなかった場合
4. 特許発明の実施に必要な原料又は設備が国内に存在しないか、又は輸入が禁止され、その特許発明の実施ができなかった場合
5. 特許発明の実施に伴う物の需要がないか、又は需要が少ないために営業的な規模で実施することができなく、その特許発明の実施ができなかった場合

②特許権の設定が登録された後、継続して3年以上、又は通常実施権が許諾された後、継続して2年以上、その特許発明の実施に着手しなかった際には、これを特許発明の不実施とみなすこととする。

第7条(処分の決定書) 第5条の規定による処分の決定は、次の各号の事項を記載した文書でなければならない。〈改正 1987. 7. 1., 1990. 8. 28., 2005. 11. 30.〉

1. 決定の番号
2. 申請者または請求人の氏名及び住所（法人の場合には、その名称・営業所及び代表者の氏名）
3. 特許出願人又は特許権者・専用実施権者・通常実施権者・質権者の氏名及び住所や営業所
4. 申請又は請求内容の表示
5. 決定の主文(補償金及び対価を含む)
6. 決定の理由(申請又は請求の趣旨及び理由を含む)
7. 決定年月日
8. 法第110条第2項第3号及び第4号の規定による事項

第8条(決定書の謄本の送達及び公告) 特許庁長は、第5条及び第7条の規定により処分の決定をした際には、その決定書の謄本を申請人・特許出願人又は特許権者・専用実施権者・通常実施権者・質権者にそれぞれ送達し、その決定の要旨を特許公報に公告しなければならない。但し、国防上の秘密を要するものである際には、公告しないこともある。

第9条(申請の例外など) ① 特許庁長は、法第106条第1項又は第106条の2第1項により第2条第1項による申請当時に極度の緊急事態等、やむを得ない事由で特許権が存在するという事実を知らないか、又は知ることができず、第3条第1項及び第2項による申請書の記載事項及び添付書類（以下、この条において「書類等」と言う。）の一部を記載することができないか、又は添付することができないと認められる場合には、第3条第1項及び第2項にもかかわらず、今後、特許権の存在が確認されると、遅滞なく書類等を補完することを条件に申請を受けることができる。この場合には、書類等が補完されたときに、第4条第1項及び第3項の規定による申請書を受けたときと

見なすことにする。

②特許庁長は、第1項の規定により申請を受けた場合、書類等が補完される前に申請に対する処分をする必要があると認められるときには、第4条及び第5条にかかわらず、その処分を行うことができる。この場合、第7条による処分の決定書には、同条各号の記載事項のうち、第1項に該当するとして記載することができないと特許庁長が認めた事項は除いて記載でき、第8条の規定による公告をしなければならない。

③特許庁長は、第2項 による処分をした後、書類等が補完されると遅滞なく、その処分に対して第4条、第5条、第7条及び第8条の規定により補完の措置を講じなければならない。

[本条新設 2010. 7. 26.]

第10条(固有識別情報の処理) 特許庁長は、この令による申請又は請求に関する事務を遂行するにあたりやむを得ない場合、第3条及び第9条の規定により提出された書類に含まれている「個人情報保護法施行令」第19条第1号又は第4号による住民登録番号又は外国人登録番号が含まれている資料を処理することができる。

[本条新設 2012. 1. 6.]

第11条 削除 <2001. 6. 27.>

第12条 削除 <2001. 6. 27.>

第13条 削除 <2001. 6. 27.>

第14条 削除 <2001. 6. 27.>

第15条 削除 <2001. 6. 27.>

第16条 削除 <2001. 6. 27.>

第17条 削除 <2001. 6. 27.>

第18条 削除 <2001. 6. 27.>

第19条 (準用) この令の規定は実用新案及びデザインに関して、これを準用する。

附則 <第23488号、2012. 1. 6.>

第1条(施行日) この令は公布した日から施行する<ただし書き省略>

第2条 省略